

今月の税務トピックス

(所有権移転外リース取引の減価償却の明確化)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人石山事務所 所長)

はじめに

我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものとされています。

令和6年9月13日に新リース会計基準が公表され、原則として令和9年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。ただし、例外として令和7年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できます(新基準58、BC69、新指針112)。

令和7年度税制改正では、新リース会計基準に対応するための見直しが行われるとともに、令和7年6月30日に法人税基本通達が発遣(課法2-7他1課共同)されました。

本稿では、所有権移転外リース取引の減価償却の明確化の概要とその実務上の留意点について検討します。

I 改正の内容

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約のリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととされ、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとされます(法令48の2①六、61①二ハ)。

なお、所得税も同様とされます(所令120の2①六、134①二ハ)。

II 経過措置

1 経過リース期間定額法の選定

令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約のリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限り、以下「経過リース資産」といいます。)については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において、前述したIに掲げる「リース期間定額法による償却の方法」に代えて、経過リース期間定額法(経過リース資産の改定取得価額を改定リース期間の月数で除して計算した金額にその事業年度におけるその改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の「償却限度額(法令48①)」として償却する方法をいいます。)を選定することができます。

2 用語の定義

「改定取得価額」とは、経過リース資産のその適用を受ける最初の事業年度開始の時

(経過リース資産が最初の事業年度開始の時に事業の用に供したものである場合には、その事業の用に供した時)における取得価額(最初の事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、その金額を控除した金額)とされます。

「改定リース期間」とは、経過リース資産のリース期間のうちその適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間とされます(令和7年改正法令附則7④)。

3 手続規定

前述したII1に掲げる経過措置の規定の適用を受けようとする法人は、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度(令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限り、)に係る法人税の確定申告書等の提出期限までに、経過措置の規定の適用を受けようとする経過リース資産の種類その他一定で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません(令和7年改正法令附則7②③)。

III 適用関係

上記Iの改正は、法人(人格のない社団等を含みます。)が令和7年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用されます(令和7年改正法令附則7①)。

また、上記IIの改正は、法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます(令和7年改正法令附則13)。

おわりに

例えば、取得価額300万円(改定取得価額80万円、残価保証額100万円)、リース期間5年(改定リース期間2年)の経過リース資産について、経過リース期間定額法を適用すれば、4年口は90万円、5年口は89万9,999円の償却費の損金算入が可能とされます。

経過リース期間定額法は、新リース会計基準が強制されない中小企業者等でも選択適用できますので、留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。